

# 山口県地域防災計画

## 新旧対照表

(震災対策編)

# 山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																				
<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局 (山口地域センター)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-8）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 銀 行 (下 関 支 店)</td> <td>災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 被害想定</p> <p>第1節 被害想定的前提条件</p> <p>第1項 想定地震（1-4-1）</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%程度の確立で発生するとされている「南海トラフ地震」、～</p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）</p> <p>国の地震調査研究推進本部によれば、平成28年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>基本的な考え方（2-5-1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ライフライン施設の耐震化</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（中国電力、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課・漁港漁場整備課）</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（中国電力(株)、県（企業局））（2-5-4）</p> <p>1 中国電力(株)</p> <p>第4項 上水道施設（県（生活衛生課・漁港漁場整備課））</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局 (山口地域センター)	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。	<p>ライフライン施設の耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（中国電力、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課・漁港漁場整備課）</li> </ul>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国農政局 <u>(削除)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関（1-1-8）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 本 銀 行 (下 関 支 店)</td> <td>災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行<u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4章 被害想定</p> <p>第1節 被害想定的前提条件</p> <p>第1項 想定地震（1-4-1）</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、～</p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）</p> <p>国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</p> <p>基本的な考え方（2-5-1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>ライフライン施設の耐震化</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（<u>中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)</u>、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課）</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（<u>中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)</u>、県（企業局））（2-5-4）</p> <p>1 <u>中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)</u></p> <p>第4項 上水道施設（県（生活衛生課））</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局 <u>(削除)</u>	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行 <u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u>	<p>ライフライン施設の耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（<u>中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)</u>、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課）</li> </ul>	<p>組織改編</p> <p>日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正</p> <p>時点修正、誤記修正</p> <p>時点修正</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>所管の整理</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>所管の整理</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
中国四国農政局 (山口地域センター)	(略)																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること。																					
<p>ライフライン施設の耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（中国電力、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課・漁港漁場整備課）</li> </ul>																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
中国四国農政局 <u>(削除)</u>	(略)																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																					
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行 <u>その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。</u>																					
<p>ライフライン施設の耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 電気（<u>中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)</u>、企業局）</li> <li>— ガス（山口合同ガス）</li> <li>— 電話（西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ）</li> <li>— 上水道（生活衛生課）</li> </ul>																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-8-4）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定</p> <p>カ 山口県衛生仮設<u>機材</u>事業協同組合との協定</p> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第13項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-9-5）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。</u></p> <p>2 <u>市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。</u></p> <p>3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-10-4）</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置する。また、コーディネーターの養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。<u>(追加)</u></p>	<p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結</p> <p>1 県における協定の締結（2-8-4）</p> <p>(9) 応急対策業務に関する協定</p> <p>カ 山口県衛生仮設<u>資材</u>事業協同組合との協定</p> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第13項 土砂災害警戒区域の指定のあった市町（2-9-5）</p> <p>1 土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(2) <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>2 市町防災会議は、上記1の規定により市町地域防災計画において上記1(4)に掲げる事項を定めるときは、当該市町地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記1(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物 <u>(ハザードマップ等)</u> の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><u>4 市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。</u></p> <p><u>5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u>6 市町長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>7 市町長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県（2-10-4）</p> <p>(10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、<u>全県単位で災害時小児周産期リエゾン</u>を配置する。また、コーディネーター<u>及びリエゾン</u>の養成等を行うとともに、関係機関・関係団体との連携強化を推進する。<u>その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。</u></p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>平成29年土砂災害防止法改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

現 行

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第5項 班の編成及び所掌事務（3-1-12）

部	班	担当課	部の所掌事務
農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産政策課	4 農林水産事務所及び農林事務所との連絡、総合調整に関する <u>と</u> 。
	畜 産	畜産振興課	20 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関する <u>こと</u>
	林 務	森林企画課 森林整備課	22 農林水産事務所との連絡調整に関する <u>こと</u> 。

第6項 地方機関の所掌事務（3-1-17）

4 地方機関の所掌事務

対策部・班	関係機関	所掌事務
農林水産対策部 農林水産総務班	農林水産事務所 (農 業 部) 下関農林事務所	(略)
畜 産 班	農林水産事務所  (家畜保健衛生所)	(略)

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）

修 正 案

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第5項 班の編成及び所掌事務（3-1-12）

部	班	担当課	部の所掌事務
農林水産 対策部	農林水産 総務	農林水産政策課	4 <u>農林水産事務所等</u> との連絡、総合調整に関する <u>こと</u> 。
	畜 産	畜産振興課	20 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との連絡等に関する <u>こと</u>
	林 務	森林企画課 森林整備課	22 <u>農林水産事務所等</u> との連絡調整に関する <u>こと</u> 。

第6項 地方機関の所掌事務（3-1-17）

4 地方機関の所掌事務

対策部・班	関係機関	所掌事務
農林水産対策部 農林水産総務班	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農 業 部)	(略)
畜 産 班	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)	(略)

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第1節 災害情報計画

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達（3-2-3）

備 考

表記の統一

誤記修正  
表記の統一

表記の統一

追加

表現の適正化

現 行		修 正 案		備 考										
第2項 関係機関による措置事項（3-2-5） 津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。		第2項 関係機関による措置事項（3-2-5） 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。		表現の適正化										
関係機関 気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	措 置 内 容 1 大津波警報・津波警報・ <u>注意報</u> 及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。 ※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震  この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (略) イ 津波警報・注意報と避難のポイント 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 津波は長い時間くり返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。  (2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。	関係機関 気象台 (緊急地震速報については気象庁本庁)	措 置 内 容 1 大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> 及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報・ <u>津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）</u> を津波予報区単位で発表する。 ※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震  この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。 (略) イ 津波警報・注意報と避難のポイント 震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。  (2) 津波情報 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。											
津波情報の種類と発表内容		津波情報の種類と発表内容												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)	
情報の種類	発表内容													
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。													
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)													
情報の種類	発表内容													
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。													
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	(略)													

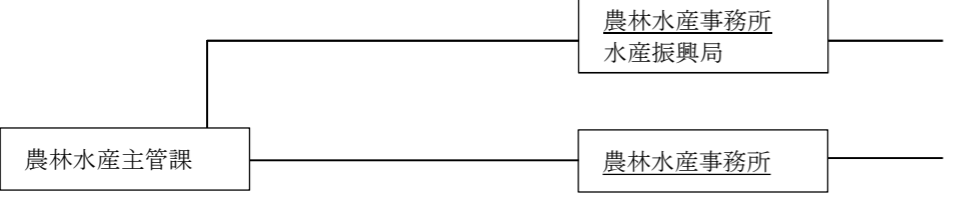
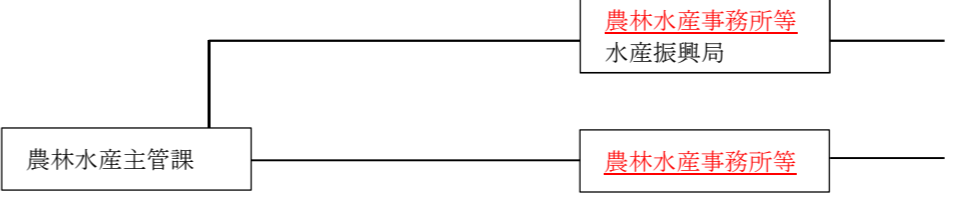
現 行		修 正 案		備 考					
津波観測に関する情報	(略)	津波観測に関する情報	(略)	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正					
沖合の津波観測に関する情報	(略)	沖合の津波観測に関する情報	(略)						
(※1) (略)		(※1) (略)							
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		沿岸で観測された津波の最大波の発表内容							
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容							
(略)	(略)	(略)							
津波注意報を發表中	(略)	(略)							
(※2) (略)		(※2) (略)							
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値*）の発表内容		沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値*）の発表内容							
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容							
(略)	(略)	(略)							
津波注意報を發表中	(略)	(略)							
(略)		(略)							
(4) 緊急地震速報		(4) 緊急地震速報							
ア 緊急地震速報の発表等		ア 緊急地震速報の発表等							
(略)		(略)							
注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。		注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に <u>原理的に</u> 間に合わない場合がある。							
(略)		(略)							
(7) 南海トラフ地震に関連する情報		(7) 南海トラフ地震に関連する情報							
ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）		○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。							
以下のいずれかに該当する場合に発表。		○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。							
①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。		○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。							
②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。		詳細は下表のとおり。							
③南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合。		「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件							
イ 南海トラフ地震に関連する情報（定例）		南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合において評価した調査結果を発表。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報</td> <td>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震関連解説情報</td> <td>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</td> </tr> </tbody> </table>		情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）
情報名	情報発表条件								
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合								
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）								

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

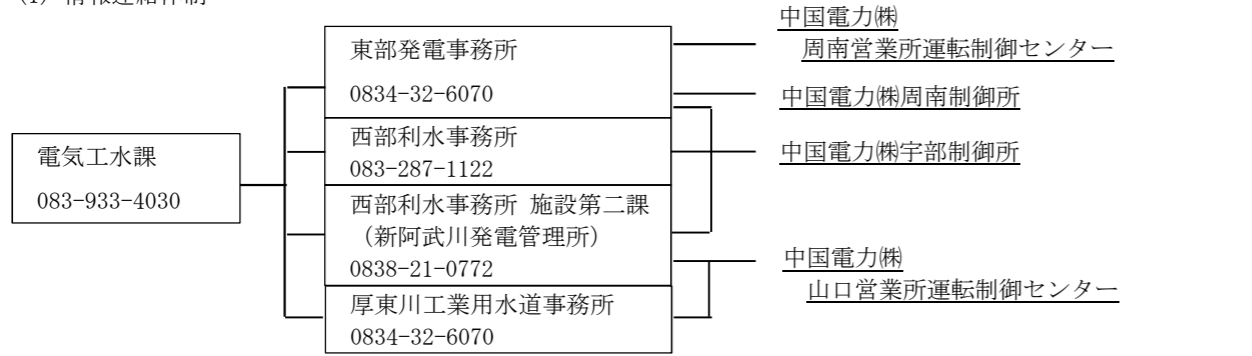
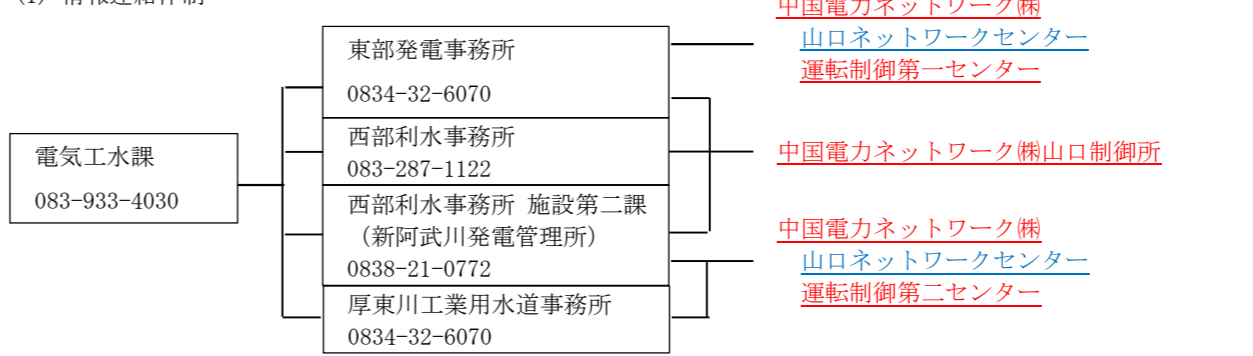
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 1 情報収集連絡系統 (2) 市町から県への災害情報の報告（3-2-18）</p>  <p>第3章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定（3-3-4） 航空医療搬送拠点内には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（SCU）を設置する。 <u>（追加）</u></p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容（3-3-5） イ 県 (ア) 必要に応じ災害医療コーディネーターを招集する。 (ウ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーターの助言を参考にし、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。 (オ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 <u>（追加）</u></p> <p>第3項 健康管理体制 1 健康管理活動（3-3-8） (1) 健康管理班の編成 1 班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給 2 血液製剤等の確保（3-3-13） (1) 各機関の対応 ア 県 災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、<u>日赤山口県支部</u>に供給を要請する。 イ <u>日赤山口県支部</u> <u>血液センター</u>の被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。 (ア) 被害のない地域に採血班を出勤させ、一般県民からの献血を受ける。 (イ) <u>なお不足する場合は、中四国ブロック血液センターに需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。</u></p>	<p>第2節 災害情報収集・伝達計画 第1項 情報収集・伝達連絡系統 1 情報収集連絡系統 (2) 市町から県への災害情報の報告（3-2-18）</p>  <p>第3章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画 第2項 傷病者の搬送 2 傷病者搬送体制の整備 (4) 航空搬送拠点の指定（3-3-4） <u>航空搬送拠点内</u>には、広域後方医療施設の傷病者の搬送に必要なトリアージ、救急措置等を行うための臨時医療施設（SCU）を設置する。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。</u></p> <p>第2節 医療等活動計画 第2項 医療救護体制 1 医療救護活動 (2) 機関別活動内容（3-3-5） イ 県 (ア) 必要に応じ災害医療コーディネーター<u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>を招集する。 (ウ) 医務班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター<u>及び災害時小児周産期リエゾン</u>の助言を参考に<u>しつつ</u>、次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。 (オ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認められるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき近隣県に、応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 <u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。</u></p> <p>第3項 健康管理体制 1 健康管理活動（3-3-8） (1) 健康管理班の編成 1 班当たりの構成は、保健師・<u>栄養士を中心とし</u>、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給 2 血液製剤等の確保（3-3-13） (1) 各機関の対応 ア 県 災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、<u>山口県赤十字血液センター</u>に供給を要請する。 イ <u>山口県赤十字血液センター</u> <u>血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）</u>の被災状況<u>及び備蓄量</u>を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。 (ア) 被害のない地域に<u>移動採血車を配備し</u>、県民からの献血を受ける。 (イ) <u>血液製剤が不足する場合には</u>、中四国ブロック血液センターに需給調整を<u>要請</u>し、県外からの確保を図る。</p>	<p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>臨機応変に構成できるようするため</p> <p>現状に合わせた修正</p>



現 行	修 正 案	備 考																																						
<p>(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）と密接な連絡の下に行う。</p> <p><u>(エ) 血液製剤の備蓄場所は、原則、山口県内の3施設（県中央部：山口県赤十字血液センター 県西部：西部供給出張所 県東部：東部供給出張所）とする。</u></p> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-11-4）</p> <p>災害発生によって住家が半壊若しくは半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。<u>（対象者としては第1節第1項2に準ずる。）</u></p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-11-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>（一社）山口県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会</u>）の協力を得て調達する。</p> <p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第1項 水防活動体制の確立</p> <p>2 水防組織</p> <p>(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）（3-12-2）</p> <table border="1" data-bbox="124 1018 1329 1381"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>大雨 注意 報</th> <th>洪水 注意 報</th> <th>高潮 注意 報</th> <th>津波 注意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産事務所 下関水産振興局</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td><u>農林水産事務所 下関水産振興局</u></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td><u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 第2警戒体制以上の体制（3-12-3）</p> <p>ア 本庁各課</p> <table border="1" data-bbox="124 1501 1329 1665"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産政策課</td> <td>1 各農林水産事務所及び下関農林事務所の相互協力、応援に関すること。 2 各農林水産事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 3 その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>基本的な考え方（3-17-1）</p> <p>電力施設 — 中国電力株式会社</p>	配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容	農林水産事務所 下関水産振興局			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	<u>農林水産事務所 下関水産振興局</u>			※	○	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>	配備課所	業 務 内 容	農林水産政策課	1 各農林水産事務所及び下関農林事務所の相互協力、応援に関すること。 2 各農林水産事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 3 その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。	<p>(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）<u>及び日本赤十字社山口県支部</u>と密接な連絡の下に行う。</p> <p><u>なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。</u></p> <p>第11章 応急住宅計画</p> <p>第2節 被災住宅の応急修理</p> <p>第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件（3-11-4）</p> <p>災害発生によって住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。</p> <p>第3節 建設資機材等の調達</p> <p>第1項 応急仮設住宅資機材等の調達（3-11-5）</p> <p>1 応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会</u>）の協力を得て調達する。</p> <p>第12章 水防・消防、危険物等対策計画</p> <p>第1節 水防活動計画</p> <p>第1項 水防活動体制の確立</p> <p>2 水防組織</p> <p>(2) 第1警戒体制（警戒配備体制）（3-12-2）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1018 2594 1341"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>大雨 注意 報</th> <th>洪水 注意 報</th> <th>高潮 注意 報</th> <th>津波 注意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> 下関水産振興局</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 第2警戒体制以上の体制（3-12-3）</p> <p>ア 本庁各課</p> <table border="1" data-bbox="1389 1501 2594 1623"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産政策課</td> <td>1 各農林水産事務所、<u>下関農林事務所</u>及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 <u>2</u> その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>基本的な考え方（3-17-1）</p> <p>電力施設 — <u>中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)</u></p>	配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> 下関水産振興局			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。	配備課所	業 務 内 容	農林水産政策課	1 各農林水産事務所、 <u>下関農林事務所</u> 及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 <u>2</u> その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。	<p>国の基準改定のため</p> <p>仮設住宅の資機材を有しないため</p> <p>誤記修正</p> <p>重複のため削除</p> <p>表記の統一</p>
配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容																																			
農林水産事務所 下関水産振興局			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																			
<u>農林水産事務所 下関水産振興局</u>			※	○	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>																																			
配備課所	業 務 内 容																																							
農林水産政策課	1 各農林水産事務所及び下関農林事務所の相互協力、応援に関すること。 2 各農林水産事務所及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 3 その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。																																							
配備課所	大雨 注意 報	洪水 注意 報	高潮 注意 報	津波 注意 報	業 務 内 容																																			
農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> 下関水産振興局			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。																																			
配備課所	業 務 内 容																																							
農林水産政策課	1 各農林水産事務所、 <u>下関農林事務所</u> 及び下関水産振興局の相互協力、応援に関すること。 <u>2</u> その他、農林水産政策課所管業務の水防に関すること。																																							

現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p>第1節 電力施設</p> <p>第1項 実施機関（3-17-2）</p> <p>1 中国電力株式会社</p> <p>第2項 中国電力株式会社</p> <p>1 災害対策の基本方針  災害法、電気関係法規及び中国電力（株）の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(2) 災害対策室の構成及び任務  災害対策室の組織及び任務については、中国電力（株）の社内規定に基づき、別に定める。</p> <p>第3項 県営電力施設</p> <p>1 電力の供給（3-17-4）</p> <table border="1" data-bbox="160 699 1329 825"> <tr> <th>電力施設</th> <th>供給先</th> </tr> <tr> <td>佐波川発電所</td> <td>中国電力中山変電所に供給</td> </tr> <tr> <td>木屋川発電所</td> <td>〃 西市変電所に供給</td> </tr> </table> <p>2 応急対策（3-17-5）</p> <p>(1) 情報連絡体制</p>  <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(1) 災害時の応急措置（3-18-3）</p> <table border="1" data-bbox="142 1501 1329 1913"> <tr> <th>実施機関名</th> <th colspan="2">応 急 措 置</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">西日本高速道路株式会社</td> <td colspan="2">エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。</td> </tr> <tr> <td>通行規制の内容</td> <td>加 速 度</td> </tr> <tr> <td>通行規制なし</td> <td>計測震度4.0未満</td> </tr> <tr> <td>速度規制</td> <td>計測震度4.0以上4.5未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通行止め</td> <td>計測震度4.5以上</td> </tr> </table>	電力施設	供給先	佐波川発電所	中国電力中山変電所に供給	木屋川発電所	〃 西市変電所に供給	実施機関名	応 急 措 置		西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。		通行規制の内容	加 速 度	通行規制なし	計測震度4.0未満	速度規制	計測震度4.0以上4.5未満		通行止め	計測震度4.5以上	<p>第1節 電力施設</p> <p>第1項 実施機関（3-17-2）</p> <p>1 <u>中国電力株・中国電力ネットワーク株</u></p> <p>第2項 <u>中国電力株・中国電力ネットワーク株</u></p> <p>1 災害対策の基本方針  災害法、電気関係法規、<u>中国電力株及び中国電力ネットワーク株</u>の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(2) 災害対策室の構成及び任務  <u>中国電力株及び中国電力ネットワーク株</u>の社内規定に基づき、別に定める。</p> <p>第3項 県営電力施設</p> <p>1 電力の供給（3-17-4）</p> <table border="1" data-bbox="1427 699 2597 825"> <tr> <th>電力施設</th> <th>供給先</th> </tr> <tr> <td>佐波川発電所</td> <td><u>中国電力ネットワーク株</u>中山変電所に供給</td> </tr> <tr> <td>木屋川発電所</td> <td>〃 西市変電所に供給</td> </tr> </table> <p>2 応急対策（3-17-5）</p> <p>(1) 情報連絡体制</p>  <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策</p> <p>1 道路・橋梁</p> <p>(1) 災害時の応急措置（3-18-3）</p> <table border="1" data-bbox="1409 1501 2597 1913"> <tr> <th>実施機関名</th> <th colspan="4">応 急 措 置</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">西日本高速道路株式会社</td> <td colspan="4">エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。</td> </tr> <tr> <td><u>道路構造等</u></td> <td><u>指標</u></td> <td><u>速度規制協議</u></td> <td><u>通行止</u></td> </tr> <tr> <td><u>一般的な構造を有する区間</u></td> <td><u>計測震度 (震度階級)</u></td> <td><u>4.0以上5.0未満 (震度4以上)</u></td> <td><u>5.0以上 (震度5強以上)</u></td> </tr> <tr> <td><u>注意が必要な箇所を有する区間 (※)</u></td> <td><u>計測震度 (震度階級)</u></td> <td><u>4.0以上4.5未満 (震度4以上)</u></td> <td><u>4.5以上 (震度5弱以上)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5"><u>※山口県の高速度道路 (R2.2.28 現在)</u></td> </tr> <tr> <td><u>道路名称</u></td> <td><u>区間</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td><u>中国道</u></td> <td><u>美祢～美祢西</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	電力施設	供給先	佐波川発電所	<u>中国電力ネットワーク株</u> 中山変電所に供給	木屋川発電所	〃 西市変電所に供給	実施機関名	応 急 措 置				西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。				<u>道路構造等</u>	<u>指標</u>	<u>速度規制協議</u>	<u>通行止</u>	<u>一般的な構造を有する区間</u>	<u>計測震度 (震度階級)</u>	<u>4.0以上5.0未満 (震度4以上)</u>	<u>5.0以上 (震度5強以上)</u>	<u>注意が必要な箇所を有する区間 (※)</u>	<u>計測震度 (震度階級)</u>	<u>4.0以上4.5未満 (震度4以上)</u>	<u>4.5以上 (震度5弱以上)</u>	<u>※山口県の高速度道路 (R2.2.28 現在)</u>					<u>道路名称</u>	<u>区間</u>				<u>中国道</u>	<u>美祢～美祢西</u>				<p>項目の修正</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>基準変更に伴う修正</p>
電力施設	供給先																																																																	
佐波川発電所	中国電力中山変電所に供給																																																																	
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給																																																																	
実施機関名	応 急 措 置																																																																	
西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。																																																																	
	通行規制の内容	加 速 度																																																																
	通行規制なし	計測震度4.0未満																																																																
	速度規制	計測震度4.0以上4.5未満																																																																
	通行止め	計測震度4.5以上																																																																
電力施設	供給先																																																																	
佐波川発電所	<u>中国電力ネットワーク株</u> 中山変電所に供給																																																																	
木屋川発電所	〃 西市変電所に供給																																																																	
実施機関名	応 急 措 置																																																																	
西日本高速道路株式会社	エ 地震発生時における交通規制の基準は、概ね次により行う。																																																																	
	<u>道路構造等</u>	<u>指標</u>	<u>速度規制協議</u>	<u>通行止</u>																																																														
	<u>一般的な構造を有する区間</u>	<u>計測震度 (震度階級)</u>	<u>4.0以上5.0未満 (震度4以上)</u>	<u>5.0以上 (震度5強以上)</u>																																																														
	<u>注意が必要な箇所を有する区間 (※)</u>	<u>計測震度 (震度階級)</u>	<u>4.0以上4.5未満 (震度4以上)</u>	<u>4.5以上 (震度5弱以上)</u>																																																														
<u>※山口県の高速度道路 (R2.2.28 現在)</u>																																																																		
<u>道路名称</u>	<u>区間</u>																																																																	
<u>中国道</u>	<u>美祢～美祢西</u>																																																																	

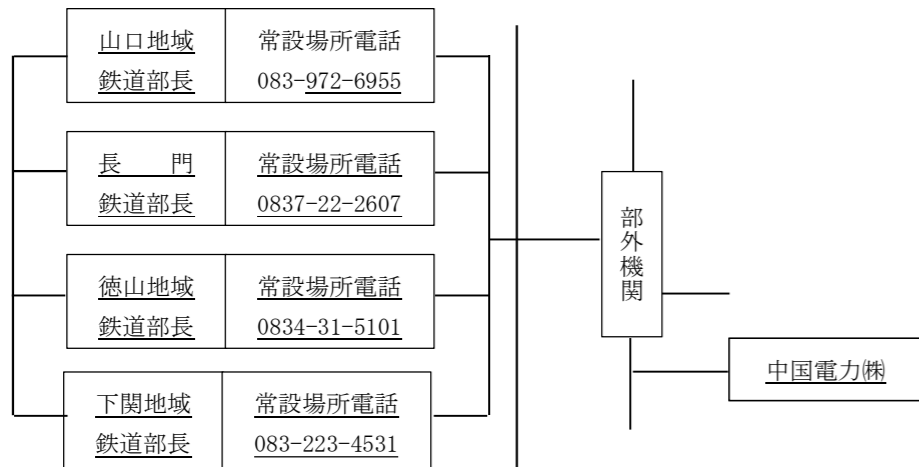
現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第3節 鉄道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制</p> <p>1 災害、運転事故対策本部の設置（3-18-11）</p> <table border="1" data-bbox="142 260 1329 785"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部 イ 復旧本部</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td> <td>災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警戒体制（3-18-12）</p> <table border="1" data-bbox="142 863 1329 1066"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 発災時の応急措置</p> <p>2 乗客の避難誘導（3-18-15）</p> <table border="1" data-bbox="142 1186 1329 1350"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>避 難 誘 導 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅職員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急救護活動</p> <table border="1" data-bbox="142 1388 1329 1591"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>応 急 救 護 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社</td> <td>(2) 駅職員、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) 地震等による災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「対策本部」及び「復旧本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。 (2) 対策本部長並びに復旧本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。 キ 中国電力</p> <p>(3) 対策本部及び復旧本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。</p>	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部 イ 復旧本部	日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。	機 関 名	避 難 誘 導 方 法	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅職員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。	機 関 名	応 急 救 護 活 動	西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社	(2) 駅職員、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。	<p>第3節 鉄道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制</p> <p>1 災害、運転事故対策本部の設置（3-18-11）</p> <table border="1" data-bbox="1403 260 2591 785"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 事故対策本部 イ 現地対策本部</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道株式会社</td> <td>災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 警戒体制（3-18-12）</p> <table border="1" data-bbox="1403 863 2591 1066"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</td> <td>(2) 山口支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 発災時の応急措置</p> <p>2 乗客の避難誘導（3-18-15）</p> <table border="1" data-bbox="1403 1186 2591 1350"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>避 難 誘 導 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社</td> <td>(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 応急救護活動</p> <table border="1" data-bbox="1403 1388 2591 1591"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>応 急 救 護 活 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社</td> <td>(2) 駅係員等、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 応急復旧</p> <p>1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1) 災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。 (2) 事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。 キ 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社</p> <p>(3) 事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が県知事（防災危機管理課）に要請する。</p>	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 事故対策本部 イ 現地対策本部	日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。	機 関 名	内 容	西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) 山口支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。	機 関 名	避 難 誘 導 方 法	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。	機 関 名	応 急 救 護 活 動	西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社	(2) 駅係員等、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。	<p>名称等変更</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p> <p>名称等変更</p> <p>分社に伴う修正名称等変更</p>
機 関 名	内 容																																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部 イ 復旧本部																																					
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。																																					
機 関 名	内 容																																					
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。																																					
機 関 名	避 難 誘 導 方 法																																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅職員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。																																					
機 関 名	応 急 救 護 活 動																																					
西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社	(2) 駅職員、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。																																					
機 関 名	内 容																																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 大規模地震等により災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 事故対策本部 イ 現地対策本部																																					
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。																																					
機 関 名	内 容																																					
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(2) 山口支社長等は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。																																					
機 関 名	避 難 誘 導 方 法																																					
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、駅係員を指揮して地震の規模、二次災害の危険性、駅舎の被災状況、駅周辺の被害状況等を考慮し、あらかじめ定めた避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。																																					
機 関 名	応 急 救 護 活 動																																					
西日本旅客鉄道株式会社 錦川鉄道株式会社	(2) 駅係員等、乗務員は、負傷者の救出、救護を最優先とし、併発事故の防止に努める。																																					

現 行

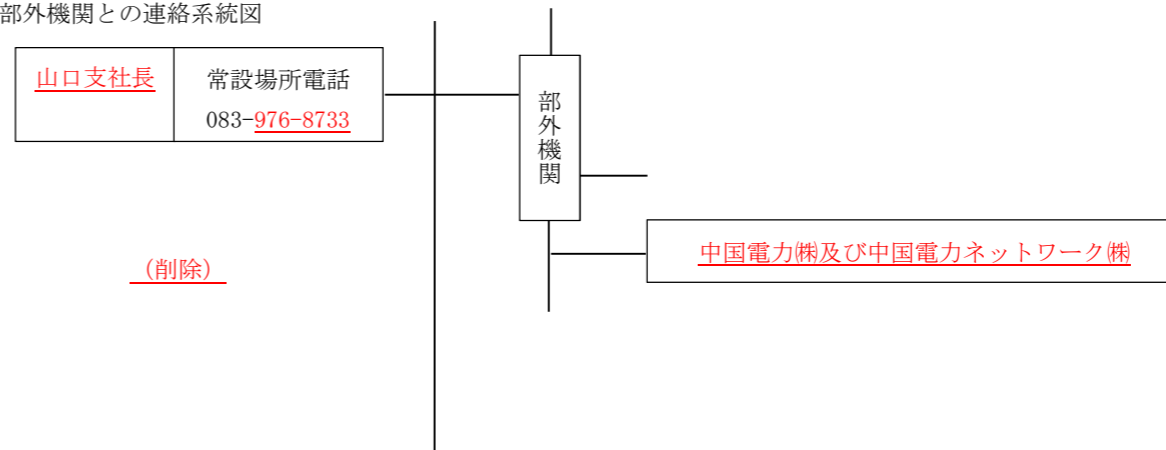
修 正 案

備 考

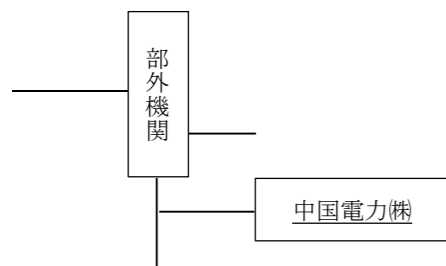
(4) 部外機関との連絡系統図



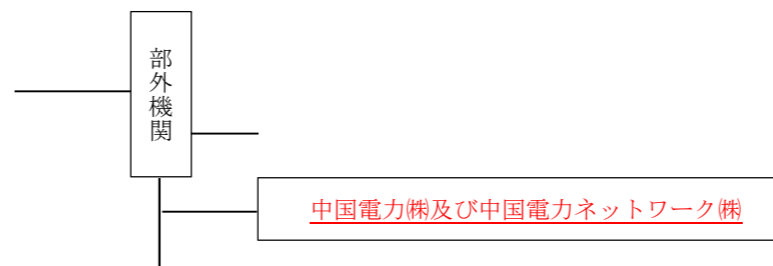
(4) 部外機関との連絡系統図



2 錦川鉄道株式会社



2 錦川鉄道株式会社



第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 南海トラフ地震の概要

第3節 南海トラフ地震の概要

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

6 ライフライン被害 (3-20-5)

6 ライフライン施設被害 (3-20-5)

区 分			直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
下水道	支障人口	%	6,275人	0.7	6,275人	0.7	6,275人	0.7	0	—
電力	停電件数	%	14,432軒	1.6	9,599軒	1.1	0	—	0	—
固定電話	不通回線	%	9,381回線	2.0	7,615回線	1.6	7,615回線	1.6	0	—
ガス	供給停止戸数	%	0	—	0	—	0	—	0	—

区 分			直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
下水道	支障人口	%	6,275人	0.7	6,275人	0.7	6,275人	0.7	0人	—
電力	停電件数	%	14,432軒	1.6	9,599軒	1.1	0軒	—	0軒	—
固定電話	不通回線	%	9,381回線	2.0	7,615回線	1.6	7,615回線	1.6	0回線	—
ガス	供給停止戸数	%	0戸	—	0戸	—	0戸	—	0戸	—

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第8項 文化財保護対策 (3-20-13)

第8項 文化財保護対策 (3-20-13)

1 文化財の所在リスト (山口県指定等文化財目録) を整備する。  
(追加)

1 被災文化財を速やかに救出できるように文化財の所在リスト (国・県指定等文化財目録) を整備する。

2 防災設備の点検・整備を行う。

2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

3 消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

3 未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。

4 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。

4 防災設備の点検・整備を行う。

5 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

5 消防、市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。

(追加)

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) の伝達等

分社に伴う修正

表記の統一

山口県文化財保存活用大綱の表記と統一

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。</u></p> <p><u>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等</u>  <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</u>  <u>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。</u></p> <p><u>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</u>  <u>災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>4 災害応急対策をとるべき期間等</u>  <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>5 県のとるべき措置</u>  <u>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</u></p> <p><u>6 消防機関等の活動</u>  <u>（1）市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。</u>  <u>（2）県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。</u>  <u>（3）水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>7 警備対策</u>  <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</u>  <u>ア 正確な情報の収集及び伝達</u>  <u>イ 不法事案等の予防及び取締り</u>  <u>ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</u></p> <p><u>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</u>  <u>（1）水道</u>  <u>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>（2）電気</u>  <u>ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</u>  <u>イ 指定公共機関中国電力株式会社山口支社が行う措置</u>  <u>必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>(3) ガス</u></p> <p><u>ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置</u>  <u>必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第2節】に準ずる措置及び</u>  <u>当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>(4) 通信</u></p> <p><u>指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第17章 第5節】に準ずる措置及</u>  <u>び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 放送</u></p> <p><u>ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置</u>  <u>【震災対策編 第3編 第2章 第5節 第3項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を</u>  <u>講じる。</u></p> <p><u>イ 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が</u>  <u>行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第5節 第3項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める</u>  <u>措置を講じる。</u></p> <p><u>9 金融</u></p> <p><u>指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行</u>  <u>うものとする。</u></p> <p><u>10 交通</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領につい</u>  <u>て定め、地域住民等に周知を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の</u>  <u>情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u></p> <p><u>(2) 海上および航空</u></p> <p><u>ア 徳山・門司・広島海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、</u>  <u>必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必</u>  <u>要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ウ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる</u>  <u>ものとする。</u></p> <p><u>また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。</u></p> <p><u>後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するもの</u>  <u>とする。</u></p> <p><u>(3) 鉄道</u></p> <p><u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するた</u>  <u>めに必要な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。</u></p> <p><u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情</u>  <u>報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</u></p> <p><u>11 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u></p> <p><u>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</u></p> <p><u>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉</u>  <u>施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。</u></p> <p><u>ア 各施設に共通する事項</u></p> <p><u>(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達</u></p> <p><u>(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
	<p><u>(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u></p> <p><u>(エ) 出火防止措置</u></p> <p><u>(オ) 水、食料等の備蓄</u></p> <p><u>(カ) 消防用設備の点検、整備</u></p> <p><u>(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p> <p><u>(ク) 各施設における緊急点検、巡視</u></p> <p><u>イ 個別事項</u></p> <p><u>(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</u></p> <p><u>(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</u></p> <p><u>(ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</u></p> <p><u>(エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法</u></p> <p><u>(オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p><u>(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u></p> <p><u>ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u></p> <p><u>(イ) 無線通信機等通信手段の確保</u></p> <p><u>(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</u></p> <p><u>イ 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。</u></p> <p><u>(3) 工事中の建築物等に対する措置</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>1.2 滞留旅客等に対する措置</u></p> <p><u>市町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。</u></p> <p><u>第3項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p><u>1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達等</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。</u></p> <p><u>2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法についてはその体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき期間等</u></p> <p><u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側5.0km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p><u>4 県のとるべき措置</u></p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>第7節 防災訓練計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。</p> <p>4 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章 第1節】に明記してあるものとする。</p> <p>(1) 動員訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練 なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。 【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】</p> <p>第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県は、市町、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p> <p>1 県職員に対する教育 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識 (追加)</p> <p>(3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (追加)</p> <p>(4) 職員等が果たすべき役割</p> <p>(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</p> <p>(6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</p> <p>2 住民等に対する教育 県は、市町と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。 なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p>	<p><u>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</u></p> <p><u>県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u></p> <p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>第8節 防災訓練計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。</p> <p>4 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章 第1節】に明記してあるものとする。</p> <p>(1) 動員訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練 なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。 【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】</p> <p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県は、市町、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p> <p>1 県職員に対する教育 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) 職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p><u>(8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</u></p> <p>2 住民等に対する教育 県は、市町と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。 なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p>	



現 行	修 正 案	備 考																																												
<p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4)</u> 正確な情報入手の方法</p> <p><u>(5)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>(6)</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>(7)</u> 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</p> <p><u>(8)</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>(9)</u> 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容</p> <p><u>(10)</u> 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p><u>(11)</u> 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等</p> <p>【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】</p>	<p>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4)</u> 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6)</u> 正確な情報入手の方法</p> <p><u>(7)</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>(8)</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>(9)</u> 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</p> <p><u>(10)</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>(11)</u> 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容</p> <p><u>(12)</u> 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p><u>(13)</u> 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等</p> <p>【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】</p>																																													
<p><b>第4編 復旧・復興計画</b></p> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="142 1058 1329 1705"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林水産 対策部</td> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所(農業部)  農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所  (農村整備部)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。</td> <td>農林水産事務所  (家畜保健衛生所)</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所  (森林部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第2項 災害査定の実施（4-3-2）</p> <p>なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保</p> <p>1 国庫負担又は補助（4-3-3）</p> <p>(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成16年5月25日厚生労働事務次官</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所(農業部)  農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所  (農村整備部)	畜産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。	農林水産事務所  (家畜保健衛生所)	林務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所  (森林部)	<p><b>第4編 復旧・復興計画</b></p> <p>第1章 復旧・復興活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-7）</p> <table border="1" data-bbox="1406 1058 2594 1705"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> <th>地方機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農林水産 対策部</td> <td>農業振興</td> <td>農業振興課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)</td> </tr> <tr> <td>農村整備</td> <td>農村整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>畜産振興課</td> <td>19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u>との連絡等に関すること。</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)</td> </tr> <tr> <td>林務</td> <td>森林企画課 森林整備課</td> <td>(略)</td> <td>農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画</p> <p>第2節 災害復旧事業の推進</p> <p>第2項 災害査定の実施（4-3-2）</p> <p>なお、査定に当たっては、事前<u>打合せ</u>制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。</p> <p>第5項 災害復旧事業に係る資金の確保</p> <p>1 国庫負担又は補助（4-3-3）</p> <p>(18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働事務次官通</p>	部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関	農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)	畜産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との連絡等に関すること。	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)	林務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)	<p>追加</p> <p>表記の統一追加</p> <p>誤記修正</p> <p>交付要綱の改正</p>
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																										
農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所(農業部)  農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)																																										
	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所  (農村整備部)																																										
	畜産	畜産振興課	19 農林水産事務所(家畜保健衛生所)等との連絡等に関すること。	農林水産事務所  (家畜保健衛生所)																																										
	林務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所  (森林部)																																										
部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関																																										
農林水産 対策部	農業振興	農業振興課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農業部) 農林総合技術センター (農業技術部) (病虫害防除所)																																										
	農村整備	農村整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (農村整備部)																																										
	畜産	畜産振興課	19 <u>農林水産事務所等(家畜保健衛生所)</u> との連絡等に関すること。	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (家畜保健衛生所)																																										
	林務	森林企画課 森林整備課	(略)	農林水産事務所 <u>下関農林事務所</u> (森林部)																																										

現 行	修 正 案	備 考
<p>通知)</p> <p>(20) <u>災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</u></p> <p>(21) <u>産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱</u></p> <p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画</p> <p>第2節 被災農林漁業関係者の援助措置（4-4-2）</p> <p>【<u>県（団体指導室・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課）</u>】</p> <p>第5章 金融計画</p> <p>基本的な考え方（4-5-1）</p> <p>災害の発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。</u></p> <div data-bbox="133 661 1113 1081"> </div> <p>第1節 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節（4-5-2）</p> <p>1. 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>2. 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>3. 通貨および金融の調節</p> <p>第2節 非常金融措置</p> <p>1. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>2. 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>3. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(2) 被災者に対して定期預金、<u>定期積立金等</u>の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</p> <p>(4) 損傷銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</p> <p>4. 各種措置に関する広報</p> <p>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</p>	<p>知)</p> <p>(20) <u>災害等</u>廃棄物処理事業費補助金交付要綱</p> <p>(21) <u>廃棄物処理施設災害復旧事業費</u>補助金交付要綱</p> <p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画</p> <p>第2節 被災農林漁業関係者の援助措置（4-4-2）</p> <p>【<u>県（農林水産政策課・ぶちうまやまぐち推進課・水産振興課）</u>】</p> <p>第5章 金融計画</p> <p>基本的な考え方（4-5-1）</p> <p>災害の発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。</u></p> <div data-bbox="1380 651 2567 1039"> </div> <p>1. 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節（4-5-2）</p> <p>(1) 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、<u>通貨</u>の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券<u>および</u>損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し<u>または</u>通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、<u>各種</u>輸送、通信手段の活用を図る。</p> <p>(3) 通貨および金融の調節</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(2) 被災者に対して定期預金、<u>定期積金等</u>の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</p> <p>(4) 損傷<u>日本</u>銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</p> <p>5. 各種措置に関する広報</p> <p>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置<u>および</u>損傷<u>日本</u>銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</p>	<p>名称の修正 該当補助金の修正</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>見出しの整理</p> <p>誤記修正</p> <p>見出しの整理</p> <p>表現の適正化</p> <p>見出しの整理 表現の適正化 見出しの整理</p> <p>表現の適正化</p>